

(適用範囲)

- 第1条 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された習慣によるものとします。
- 2 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

- 第2条 当館に宿泊契約の申込みをしようとするものは、次の事項を当館に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(原則として別表に定める基本宿泊料による)
 - (4) その他当館が必要と認める事項
- 2 宿泊者が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときには、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第17条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金について賠償金の順序で充当し、残額があれば、当館の指定する方法で返還します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第5条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室により客室の提供が出来ないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、伝染病患者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 宿泊しようとする者が泥酔などにより他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる場合。
 - (8) 宿泊しようとする者が暴力団、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力(以下「暴力団等反社会勢力」という。)である場合。
 - (9) 宿泊しようとする者が暴力団等反社会的勢力が事業活動を支配する法人その他の団体である場合。
 - (10) 宿泊しようとする者が法人でその役員に暴力団等反社会勢力に該当するものがある場合。
 - (11) 宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合。
 - (12) 宿泊しようとする者が投函若しくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行った場合。
 - (13) 都道府県条例等により特に規定された場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2 当館は、宿泊客がその責に帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当館が申込金の支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表の定めにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 当館は、宿泊客を連絡をしないで宿泊日当日の午後18時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を3時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当館の契約解除権)

第7条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (5) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館の定める利用規定の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
 - (6) 宿泊客が次の事由に該当する場合、宿泊契約を解除するものとします。(ご予約後、あるいはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りします。)
 - イ) 暴力団等反社会勢力である場合
 - ロ) 暴力団等反社会勢力が事業活動を支配する法人その他の団体である場合
 - ハ) 法人でその役員に暴力団等反社会勢力に該当する者のある場合
 - ニ) 他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
 - ホ) 当ホテルもしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行った場合
 - (7) 暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求およびこれに類する行為が認められる場合、直ちに当ホテルのご利用はお断りいたします。また、かつて同様な行為をされた方についてもお断りいたします。
 - (8) 当ホテルをご利用の方が心身耗弱、薬品等による自己喪失など、ご自身の安全確保が困難であったり、他のお客さまに危険や恐怖感、不安感をおよぼす恐れがあると認められるときは、直ちにご利用をお断りいたします。
 - (9) 館内および客室内で大声、放歌および騒擾な行為その他で他者に嫌悪感を与えたり、迷惑をおよぼしたり、また、とばくや公序良俗に反する行為のあった場合には、直ちにご利用をお断りいたします。
 - (10) その他上記各事項に類する行為のあるときは、ご利用をお断りいたします。
- 2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだに提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日もしくは宿泊日の前日までに、当館の指定する場所にて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名・生年月日・性別・住所及び職業
- (2) 外国人にあたっては、国籍・旅券番号・入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当館が必要と認める事項

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

- 2 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合は別に定める追加料金を申し受けることがあります。

(利用規定の遵守)

第10条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めた利用規定に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当館の主な施設等の営業時間は別表に定めるとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付パンフレット、各所の提示、客室内のサービスディレクトリー等でご案内いたします。

- 2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払)

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表に掲げるところによります。

- 2 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当館の責任)

第13条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

- 2 当ホテルは、消防機関から防火基準点検済証を受領しておりますが、万一の災害などに対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室が提供できないときの取扱い)

第14条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

- 2 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、宿泊料金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第15条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がチェックインする際、当館の指定する場所においてお渡しします。

- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明してときは、当館は、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後処分または最寄りの警察署に届けます。
- 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつて同条第2項の規定に準じるものとします。

(寄託物)

第16条 宿泊客がフロントに預けた部品または現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルはその損害を賠償します。

但し、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めると共に、15万円を限度としてその損害を賠償します。

- 2 宿泊客が当ホテルに持ち込んだ物品または貴重品で、フロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの過失により滅失が生じた時は、当ホテルは15万円を限度として、その損害を賠償します。

(駐車の責任)

第17条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両キーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の盗難や事故等、車両の管理責任まで負うものではありません。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1： 宿泊料金等の算定方法(第2条第1項、第3条3項)

区 分		内 容
宿泊者が支払うべき総額	宿泊料金	1. 基本宿泊料(室料) 2. サービス料(基本宿泊料に含む)
	追加料金	3. 飲食料およびその他の利用料金 4. サービス料(利用料に含む)
	税 額	5. 消費税 6. 入湯税

別表第2： 違約金(第6条第2項)

契約解除時の通知を受けた日	当日～3日前	4日前～7日前	8日前～9日前	10日前～14日前
基本宿泊料金に対する比率	100%	50%	30%	20%